

宮ヶ瀬ダム操作規則

第 1 章 総 則

第 1 章 総 則

(通則)

第 1 条 宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬本ダム及び宮ヶ瀬副ダム(以下「ダム」という。))並びに道志導水路及び津久井導水路(以下「導水路」という。)をいう。)の操作については、この規則に定めるところによる。

(ダム用途)

第 2 条 宮ヶ瀬ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給及び発電をその用途とする。

第 2 章 貯水池の水位等

(洪水)

第 3 条 この規則において「洪水」とは、流水の宮ヶ瀬本ダム貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(洪水期及び非洪水期)

第 4 条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの間

(水位)

第 5 条 宮ヶ瀬本ダム貯水池の水位(以下「水位」という。)は、宮ヶ瀬本ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。宮ヶ瀬副ダム貯水池の水位は、宮ヶ瀬副ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第 6 条 宮ヶ瀬本ダム貯水池の常時満水位は、標高286.0メートルとし、非洪水時(流入量が毎秒100立方メートル未満であるときをいう。)に水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第 7 条 宮ヶ瀬本ダム貯水池のサーチャージ水位は、標高286.0メートルとし、第 1 7 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 1 9 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第 8 条 洪水期における宮ヶ瀬本ダム貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高275.5メートルとし、第 1 7 条の規定による洪水調節を行う場合及び第 1 9 条の規定による洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(予備放流水位)

第 9 条 非洪水期における宮ヶ瀬本ダム貯水池の予備放流水位は、標高284.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 第17条の規定による洪水調節は、次の各号の期間にあつては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高275.5メートルから標高286.0メートルまでの容量45,000,000立方メートル
 - 二 非洪水期 標高284.0メートルから標高286.0メートルまでの容量9,162,000立方メートル
- 2 第19条の規定による洪水に達しない流水の調節は、洪水期において、宮ヶ瀬本ダムの標高275.5メートルから標高286.0メートルまでの容量45,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持は、次の各号の期間にあつては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートルのうち、最大19,800,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートルのうち、最大22,200,000立方メートル

(水道用水の供給のための利用)

第12条 水道用水の供給は、次の各号の期間にあつては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートルのうち、最大118,200,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートルのうち、最大160,800,000立方メートル

(発電のための利用)

第13条 発電は、次の各号の期間にあつては、当該各号に掲げる宮ヶ瀬本ダムの容量を利用して行うものとする。ただし、発電のための利用は、流水の正常な機能の維持のための利用及び水道用水の供給のための利用に支障を与えないように行うものとする。

また、津久井導水路による導水を行う期間においては、宮ヶ瀬副ダム貯水池の水位を標高145.5メートルより低下させてはならない。

- 一 洪水期 標高206.0メートルから標高275.5メートルまでの容量138,000,000立方メートル
- 二 非洪水期 標高206.0メートルから標高286.0メートルまでの容量183,000,000立方メートル

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 相模川水系広域ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関東地方整備局、神奈川県県土整備部、神奈川県企業庁、横浜地方気象台、その他

細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 ダム及び導水路に係わるゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

（予備放流）

第16条 所長は、非洪水期において洪水調節を行う必要が生じると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒100立方メートルを限度として放流を行うことができる。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

（洪水調節）

第17条 所長は、流入量が洪水量に達した以降は、次の各号の期間にあっては、当該各号に掲げるゲート等の開度によりゲート等の開度を一定とし洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

一 洪水期 制限水位において、毎秒100立方メートルの流量を放流するゲート等の開度。

二 非洪水期 予備放流水位において、毎秒100立方メートルの流量を放流するゲート等の開度。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後、又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期にあっては制限水位を超えているときは制限水位に低下させるため、洪水調節中の最大放流量を限度としてダムから放流しなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

（洪水に達しない流水の調節）

第19条 所長は、洪水期において気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第20条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第21条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別な定めがある場合のほか、次の各号に該当する場合に放流を行うことができる。

一 洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。

二 第31条の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため、特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の各号に該当する場合の放流量の限度は、毎秒100立方メートルとする。

（放流の原則）

第22条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（放流量）

第23条 ダム及び津久井導水路から放流を行う場合の放流量の総和は、この規則に特別

な定めがある場合にあつては当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量からそれぞれ愛川第2発電所の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第24条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めた場合には、次の各号に定める水量を確保できるよう、必要な流水をダム及び津久井導水路から放流しなければならない。

- 一 宮ヶ瀬副ダム直下流地点において、別表第1に掲げる水量。
- 二 小倉地点において別表第2に掲げる水量。
- 三 寒川取水堰下流地点において、毎秒8.0立方メートルの水量。

2 所長は、前項第二号及び第三号の放流にあつては、城山ダム及び相模ダムと協同して行うものとする。

(水道用水の供給のための放流)

第25条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、相模大堰地点において別表第3に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダム及び津久井導水路から放流しなければならない。

2 所長は、前項の放流にあつては、城山ダム及び相模ダムと協同して行うものとする。

(放流量の決定)

第26条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流を行おうとする場合は、愛川第1発電所及び愛川第2発電所(以下「発電所」という。)の使用水量を確認して放流時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合において、当該ダムからの放流が第21条第1項、第24条及び第25条の規定による放流であるときは、あらかじめ神奈川県企業庁に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダム及び津久井導水路から放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるための措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第28条 ダム及び導水路による放流等を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第6章 導水路の操作

(道志導水路の操作)

第29条 所長は、導水の必要があると認める場合、道志川鮑子地点の流量が毎秒2.5立方メートルを上回る範囲において最大毎秒20立方メートルを限度として道志導水路により導水するものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

2 所長は、前項の導水量を決定しようとする場合においては、あらかじめ時期及び流量等を神奈川県企業庁に連絡するものとする。

3 第1項の規定による道志導水路による導水は、次の各号に掲げる場合に停止しなければならない。

- 一 洪水期においては、水位が制限水位を超えると予想されるとき。
- 二 非洪水期においては、水位が常時満水位を越えると予想されるとき。
- 三 その他必要があると認めたとき。

(津久井導水路の操作)

第30条 所長は、第24条第2項及び第25条第2項のために必要と認める場合、最大毎秒40立方メートルを限度として津久井導水路により導水するものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合には、この限りではない。

2 所長は、前項の導水量を決定しようとする場合においては、あらかじめ時期及び流量等を神奈川県企業庁に連絡するものとする。

3 第1項の規定による津久井導水路による導水は、次の各号に掲げる場合に停止しなければならない。

- 一 洪水期においては、城山ダム貯水池の水位が制限水位を超えると予想される時。
- 二 非洪水期においては、城山ダム貯水池の水位が常時満水位を越えると予想される時。
- 三 その他必要があると認めたとき。

第7章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第31条 所長は、細則で定めるところにより、ダムの本体、ダムの貯水池及びダムに係る施設等並びに導水路及び導水路に係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第32条 所長は、細則で定めるところにより、ダム及び導水路を操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第33条 所長は、ゲート等を操作し、第31条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。

第8章 雑 則

(緊急時の措置)

第34条 所長は、神奈川県城山ダム管理事務所長若しくは神奈川県企業庁利水局城山事務所長又は神奈川県企業庁利水局津久井事務所長から相模川水系ダム群の管理に関する協定書（平成13年2月28日付け）第3条に基づく要請に速やかに協力するものとする。

(細則)

第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、関東地方整備局長が定める。

附則

この規則は、平成13年12月10日から適用する。

別表第 1 (第24条関係) (単位：毎秒立方メートル)

月	1～4	5	6～9	10～12
水量	2.00	3.50	5.00	2.00

別表第 2 (第24条関係) (単位：毎秒立方メートル)

月	1～3	4	5	6	7	8	9	10～12
水量	10.00	10.52	13.88	18.99	17.38	17.38	13.97	10.00

別表第 3 (第25条関係) (単位：毎秒立方メートル)

月	1～3	4～5	6	7～9	10	11～12
水量	12.04	12.79	14.30	15.05	13.55	12.79

宮ヶ瀬ダム操作細則

[抜すい：第1条～第14条]

(通則)

第1条 宮ヶ瀬ダムの操作については、宮ヶ瀬ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるほか、この細則の定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、貯水池の水位上昇又は低下の時間的割合から次式によって算定するものとする。

$$Q = \frac{V + V'}{T}$$

Q : 流入量 (単位：1秒間につき立方メートル)

T : 単位時間 (単位：秒)

V : 単位時間に増減した貯留量 (単位：立方メートル)

V' : 単位時間に放流を行った総放流量 (単位：立方メートル)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第14条第2項に規定するその他細則に定める場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

一 台風が中心が東経132度から141度の範囲において、北緯30度に達し、接近するおそれがあるとき。

二 宮ヶ瀬ダム流域内の総雨量が100ミリメートルを超えると予想されるとき。

三 貯水位が、規則第8条の規定にする制限水位を越えると予想されるとき。

2 相模川水系広域ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第14条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第4条 規則第15条第一号に規定するその他の細則に定める関係機関（以下「関係機関」という。）は、別表第1に掲げる機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 所長は、流入量が毎秒100立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合は、規則第20条の規定により洪水警戒体制を解除するものとする。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、規則第15条第一号に規定する関係機関に連絡するものとする。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第6条 規則第21条第1項第三号に規定する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

一 宮ヶ瀬本ダム及び宮ヶ瀬副ダム（以下「ダム」という。）本体及び貯水池等について調査又は補修を行う必要があるとき。

二 堤体に異常が生じたとき。

三 その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 所長は、規則第22条の規定により、ダムから放流を行う場合は、一回のゲート操作と次のゲート操作との最小時間間隔を10分とし、一回のゲート操作による放流量を当

該操作前の放流に応じ次に掲げるところによらなければならない。

操作前の放流量 単位（1秒間につき立方メートル）	放流量の増加割合 単位（1秒間につき立方メートル）
0～ 7.0	1.0
7.0～ 27.0	2.5
27.0～ 45.0	4.5
45.0～ 60.0	5.0
60.0～100.0	10.0

- 2 所長は、規則第22条の規定により津久井導水路から放流を行う場合は、一回ゲート操作と次のゲート操作との最小時間間隔を15分とし、一回のゲート操作による放流量を当該操作前の放流量に応じ、次に掲げるところによらなければならない。

操作前の放流量 単位（1秒間につき立方メートル）	放流量の増加割合 単位（1秒間につき立方メートル）
0～ 2.0	2.0
2.0～ 4.0	1.0
4.0～10.0	3.0
10.0～15.0	5.0
15.0～29.0	7.0
29.0～40.0	11.0

- 3 所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合は、前2項の規定にはよらないで放流を行うことができる。

（局長の承認事項）

第8条 所長は、規則第17条ただし書き、規則第18条ただし書き、規則第29条第1項ただし書き、規則第29条第3項ただし書き、規則第30条第1項ただし書き、規則第30条第3項ただし書き並びに前条第3項の規定により放流を行うときは、ゲート等の操作方法について、あらかじめ、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を得なければならない。

（放流に関する通知等を行う場合）

第9条 所長は、次の各号の一に該当する場合は、規則第27条の規定により放流に関する通知及び一般に周知させるための措置をとらなければならない。

- 一 ダム及び津久井導水路から放流を開始するとき。
- 二 規則第21条の規定により放流を行い、下流に急激な水位上昇が生じると予想されたとき。
- 三 第7条第3項の規定により放流を行う場合で、下流に急激な水位の変動が生じると予想される時。

（放流に関する通知の方法）

第10条 前条に規定する通知は、別表第2に掲げる関係機関に対して行うものとする。

- 2 前項の通知は、前条の各号の一の放流を行う約1時間前に行うものとする。

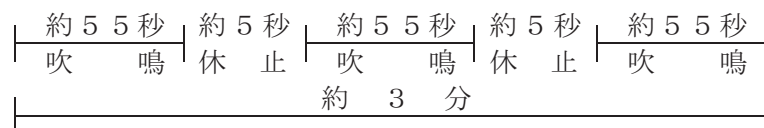
(放流に関する周知の方法)

第11条 第9条に規定する一般への周知は、警報局からの吹鳴及び放送並びに警報車により行うものとする。

(警報局からの吹鳴及び放送による周知の方法)

第12条 前条に規定する警報局からの吹鳴及び放送は、津久井導水路にあっては津久井、弁天橋、三ヶ木の各警報局。ダムにあっては次の各号に掲げる警報局において行うものとする。

- 一 第9条第一号に該当する場合は、石小屋警報局。
 - 二 第9条第二号に該当する場合は、石小屋警報局から本厚木警報局に至るまでの警報局。
 - 三 第9条第三号に該当する場合は、石小屋警報局から本厚木警報局に至るまでの警報局。
- 2 前項の吹鳴及び放送は、ダム及び津久井導水路からの放流により各警報局地点の水位の上昇が生じると予想される約30分前に行うものとする。
- 3 第1項に規定する吹鳴は、サイレン又はスピーカーによる疑似音によるものとし、その吹鳴方法は次のとおりとする。



- 4 第1項に規定する放送は、サイレン又はスピーカーによる疑似音の吹鳴の直前に行い水位の上昇の見込み等を周知させるものとする。

(警報車による周知の方法)

第13条 第11条に規定する警報車による周知は、第12条第1項の規定に相当する範囲について、各地点の水位が放流により上昇すると予想される約30分前に、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより放送を行い、ダムからの放流による水位の上昇の見込み等を周知させるものとする。
 - 二 前号のほか、必要に応じて警報車に設置したサイレンの吹鳴を行うものとする。
- 2 所長は、前号の周知を行うための経路をあらかじめ定めおかなければならない。

(貯水池運用の原則)

第14条 所長は、規則第24条第2項及び規則第25条第2項に規定する城山ダム及び相模ダムと協同して行う総合運用は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 宮ヶ瀬ダム、城山ダム、相模ダムにおいて別表3のとおり中間制限容量を設定するものとする
- 二 城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以上あるときは、城山ダムまたは相模ダムにより補給するものとする。
- 三 宮ヶ瀬ダムの貯水量が中間制限容量130,000,000立法メートル以上であり、かつ、城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以下にあるときは、宮ヶ瀬ダムにより補給するものとする。
- 四 宮ヶ瀬ダムの貯水量が中間制限容量130,000,000立法メートル以下であり、かつ、城山ダムと相模ダムの合計貯水量が中間制限容量70,000,000立法メートル以下にあるときは、その時点の貯留量の比により補給するものとする。

別表第1（第4条関係）

関係機関	所在地
関東地方整備局	埼玉県大宮市北袋町1-21-2
京浜河川事務所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1
神奈川県県土整備部	神奈川県横浜市中区日本大通1
〃 厚木土木事務所	神奈川県厚木市田村町2-28
神奈川県企業庁水道電気局 相模川水系ダム管理事務所	神奈川県相模原市城山町城山2-9-1
神奈川県企業庁水道電気局 発電総合制御所	神奈川県相模原市城山町川尻4454-3
〃 水道電気局城山事務所 寒川取水管理所	神奈川県高座郡寒川町宮山4271
神奈川県内広域水道企業団 (相模大堰)	神奈川県横浜市旭区矢指町1194

別表第2（第10条関係）

関係機関	所在地
関東地方整備局河川部河川管理課	埼玉県大宮市北袋町1-21-2
京浜河川事務所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1
神奈川県県土整備部砂防海岸課	神奈川県横浜市中区日本大通1
〃 厚木土木事務所	神奈川県厚木市田村町2-38
〃 相模川総合整備事務所	神奈川県厚木市田村町2-28
神奈川県企業庁水道電気局 相模川水系ダム管理事務所	神奈川県相模原市城山町城山2-9-1
神奈川県企業庁水道電気局 発電総合制御所	神奈川県相模原市城山町川尻4454-3
〃 水道電気局城山事務所 寒川取水管理所	神奈川県高座郡寒川町宮山4271
神奈川県内広域水道企業団 技術部 社家取水管理事務所	神奈川県海老名市社家4587
愛川町役場	神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1
厚木市役所	神奈川県厚木市中町3-17-17
県警察本部	神奈川県横浜市中区海岸通2-4
厚木警察署	神奈川県厚木市水引2-3-1
愛川町消防本部	神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1
厚木市消防本部	神奈川県厚木市寿町3-4-10

東京都水道局小河内ダム操作規程 (抜すい)

〔平成7年12月14日〕
〔建関水第27号6〕

(ダム、取水施設及び貯水池の緒元等)

第3条 ダム、取水施設及び貯水池の緒元その他これに類するダム貯水施設及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高さ	149 m
ロ 提頂の標高	530 m
ハ 余水吐の越流頂の標高	519.95 m
ニ 余水吐のゲート	

(イ) 個々のゲートの規格および数

高さ7.2 mで幅10.9 mのもの5門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.3 m

(ハ) 設計洪水流量

1,500 m³/S

(3) 貯水池

イ 直接集水地域の面積	262.88 km ²
ロ 湛水区域の面積	4.25 km ²
ハ 最大背水距離	13.87 km
ニ 設計洪水位	標高 526.50 m (水位計による表示101.50 m)
ホ 常時満水位	標高 526.50 m (水位計による表示101.50 m)
ヘ 予備放流水位	標高 522.70 m (水位計による表示97.70 m)
ト 最低水位	標高 425.00 m (水位計による表示0.00 m)

チ 有効貯水容量 185,400.000 m³

(4) 最大使用水量等

イ 最大使用水量 21.5 m³/S

ロ 最大注水用取水量 30.0 m³/S

(洪水および洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水地への流入量 (以下「流入量」という。) が400 m³/S以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報

区分対象として大雨警報又は洪水警報が行われ、その他洪水の発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が行われた場合はそれらが解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として大雨注意報又は洪水注意報が行われ、これらに定められた降雨が発生するに至った時、又はその他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、これらに定められた降雨が発生するに至らなかった時又はその他洪水が発生するおそれがないと認められるに至る時までの間をいう。

(放流の際の関係機関に対する通知)

第14条 法第48条の規定による通知は、ダムの余水吐又は取水管からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が発生するおそれがあるものを含む。以下「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に別表第1(1)欄に定めるところにより行うものとする。

2. 前項の通知をするときは、建設省関東地方建設局長（以下「関東地方建設局長」という。）に対しても、別表第1(2)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3. 東京都交通局多摩川第1発電所（以下「発電所」という。）の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生じると認められる場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池に流水を貯留し、又は貯水池から放流することにより貯水池を予備放流水位より上昇させないよう、又は予備放流水位に低下するよう努めること。

イ 予備警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を超えるときは、洪水警戒時における予備放流を容易ならしめるため、第12条の規定にしたがい貯水池から放流（以下「事前放流」という。）を行い、予備放流水位に等しくなったとき以降においては、量入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ 予備警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、第12条の規定にしたがい貯水池から放流すること。ただし、第12条の規定による放流量が流入量に等しくなったとき以降は流入量に相当する流量を放流すること。

ハ 予備警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位より下がっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以降においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(2) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(3) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に外で洪水時における作業を行うための

必要な照明設備及び携帯用の電灯、その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

- (4) 気象官署が行う気象の観測の成果を適格かつ迅速に収集すること。
- (5) 関東地方建設局長、東京都知事及び神奈川県知事に対し、別表第1の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (6) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (7) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
（洪水警戒時における措置）

第21条 洪水警戒時においては、前条第2号から第6号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を超えるときは、前条第1号に定める事前放流に引き続き第12条の規定に従い予備放流水位と等しくなるまで貯水池から放流を行い予備放流水位に等しくなった時以降においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ただし、洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しい時又は予備放流水位より下がっているときは、前条第1号ロ又はハの規定により貯留し、放流すること。

- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
（洪水時における措置）

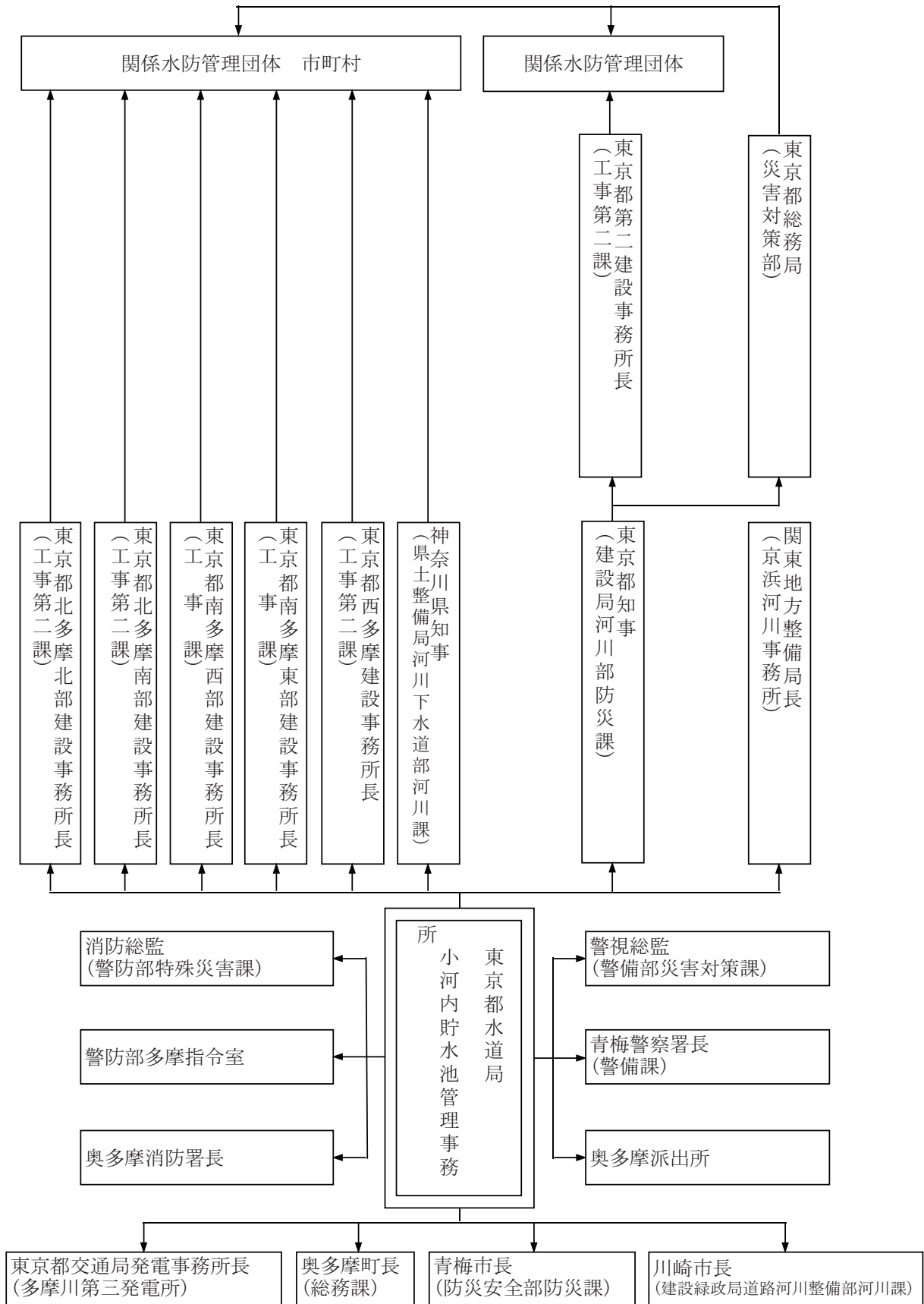
第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じないように必要最小限度に行うこと。
 - イ 洪水時が始まった時からダムの余水吐ゲートを全開にし、流入量が最大となった時を経て洪水時が通過するまでの間、これを継続すること。
 - ロ イの規定に係らず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位より下がっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水池が予備放流水位に等しくなった時からイの規定により貯水池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置。

別表第1（第14条、第19条及び第20条第5号）

	通 知 の 相 手 方		通知の方法	摘 要
	名 称	担 当 機 関 の 名 称		
(1)	東 京 都 知 事	建設局河川部防災課	加入電話	
	神 奈 川 県 知 事	県土整備局河川下水道部河川課		
	東京都建設局西多摩建設事務所長	工事第二課		
	〃 南多摩東部建設事務所長	工事課		
	〃 南多摩西部建設事務所長	〃		
	〃 北多摩南部建設事務所長	工事第二課		
	〃 北多摩北部建設事務所長	〃		
	青 梅 市 長	防災安全部防災課		
	川 崎 市 長	建設緑政局道路河川整備部河川課		
	奥 多 摩 町 長	総務課		
	警 視 総 監	警備部災害対策課		
	警視庁青梅警察署長	奥多摩派出所		
	消 防 総 監	東京都消防庁警防部特殊災害課		
	東京都交通局発電事務所長	多摩川第三発電所		
(2)	関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課		

小河内ダム放流通報連絡系統図



神奈川県相模ダム操作規程

平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県企業管理規程第 13 号
改正 平成 22 年 4 月 1 日 企業管理規程第 14 号

目次

第 1 章 総則 (第 1 条～第 9 条)

第 2 章 ダム及び貯水池の管理の原則

第 1 節 流水の貯留及び放流の方法 (第 10 条～第 14 条)

第 2 節 放流の際にとるべき措置等 (第 15 条～第 20 条)

第 3 章 洪水における措置に関する特則 (第 21 条～第 24 条)

第 4 章 雑則 (第 25 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、相模ダムの操作の方法並びに相模ダム及び相模貯水池の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 企業庁相模川水系ダム管理事務所相模ダム管理所に、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。) 第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 (以下「主任」という。) 1 人を置く。

2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、相模ダム (第 12 条を除き以下「ダム」という。) 及び相模貯水池 (以下「貯水池」という。) の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第 3 条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ダム

ア 高さ 58.4 メートル

イ 堤頂の標高 170.4 メートル

ウ 洪水吐ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 9.3 メートルで幅 12.0 メートルのもの 5 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3 メートル

(ウ) 越流頂の標高 158.0 メートル

エ 調節ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 4.8 メートルで幅 3.0 メートルのもの 1 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3 メートル

(ウ) 越流頂の標高 163.0 メートル

オ 設計洪水流量 毎秒 4,000 立方メートル

(2) 貯水池

- ア 直接集水地域の面積 1,016.0 平方キロメートル
- イ 湛水区域の面積 3.26 平方キロメートル
- ウ 最大背水距離 9.56 キロメートル
- エ 設計洪水位 標高 167.5 メートル (水位計による表示 0.50 メートル)
- オ 常時満水位 標高 167.0 メートル (水位計による表示 0.00 メートル)
- カ 予備放流水位 標高 163.0 メートル (水位計による表示 -4.00 メートル)
- キ 最低水位 標高 145.0 メートル (水位計による表示 -22.00 メートル)
- ク 有効貯水容量 48,200,000 立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒 85 立方メートル

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは貯水池への流入量 (以下「流入量」という。) が毎秒 600 立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水が発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終った時から洪水警戒時が解除されるまで又は解除されることなく貯水池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として降雨に関する注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 貯水池の水位 (以下「貯水位」という。) は、貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム及び貯水池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第10条 貯水池における流水の貯留は、第23条第1号の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

第11条 ダムの洪水吐からの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定により貯留の最高限度を維持する必要があるとき。
- (3) 第21条第2項、第22条第2号、第23条第1号及び第24条の規定により貯水池から放流するとき。
- (4) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

(総合運用)

第12条 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保するための放流を行うに当たっては、宮ヶ瀬ダム及び城山ダムの管理者と協同して、相模ダムと宮ヶ瀬ダム及び城山ダムとの総合運用を行うものとする。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第13条 貯水池からの放流は、第23条第1号の規定により行う場合を除くほか、城山ダム下流の水位の急激な変動を生じないように、別表第1に定めるところによって行わなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート等の操作の方法等)

第14条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、「第4号ゲート」及び「第5号ゲート」という。

2 ダム放流を行う場合においては、ゲートを次の順序によって開くものとし、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、順次同様の操作を繰り返すものとし、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序によってするものとする。

- (1) 第3号ゲート
- (2) 第2号ゲート
- (3) 第4号ゲート
- (4) 第5号ゲート
- (5) 第1号ゲート

3 調節ゲートは、ゲートの開閉順序に関係なく、ダム放流の放流量を調節する場合に開閉するものとする。

- 4 前2項の場合におけるゲート及び調節ゲートの1回の開閉の動きは、1メートルを超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加又は減少している場合においてやむを得ないと認められるときは、この限りではない。
- 5 一つのゲート及び調節ゲートを開閉した後引き続き他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲート及び調節ゲートが始動してから少なくとも30秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。
- 6 ゲート及び調節ゲートは、第11条の規定により放流する場合又はダム洪水吐の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第15条 主任は、法第48条の規定による通知を行うときは、ダム放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第2に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の通知をするときは、関東地方整備局長に対しても、別表第3に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3 企業庁相模発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第16条 主任は、法第48条の規定による一般に周知させるため必要な措置をダム地点から沼本ダム地点までの相模川の区間について行うものとする。

- 2 令第31条の規定による警告は、別表第4に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に定める時期により行うものとする。
 - (1) サイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約30分前及びダム放流開始時に約3分間
 - (2) 拡声機による警告にあつては、ダム放流の開始約15分前及びダム放流開始時
- 3 企業庁相模発電所の放水口から放流する場合においては、約15分前に拡声機により警告するものとする。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第17条 主任は、ダムの洪水吐ゲート又は調節ゲートを操作した場合には、次に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの1回の開閉を終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量

- (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があったときは、その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第 48 条の規定による通知（第 15 条第 2 項の規定による通知を含む。）及び令第 31 条の規定による警告の実施状況
(観測、測定等)

第 18 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 5 に定めるところにより行うものとする。

- 2 主任は、法第 45 条の規定により観測すべき事項のほか、別表第 6 に掲げる事項について、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、別表第 6 に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの観測及び測定をしなければならない。
- 4 主任は、法第 45 条及び第 2 項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第 19 条 主任は、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後速やかにダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第 20 条 主任は、ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに、関東地方整備局長に対し、別表第 3 に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

第 3 章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第 21 条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）、法第 45 条の観測施設、法第 46 条第 2 項の通報施設、令第 31 条の規定により警告するためのサイレン及び拡声機、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 関東地方整備局長に対し別表第 3 に定めるところにより、山梨県知事及び知事に対し別表第 2 に定めるところにより、法第 46 条第 1 項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例により、ダムの操作に関

する記録を作成すること。

(6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易にするため必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第22条 主任は、洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第13条の規定するところに適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

ア 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ウ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下回っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。

(洪水時における措置)

第23条 主任は、洪水時においては、第21条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定める順序により貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。この場合において、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、行わなければならない。

ア 洪水が始まった時以後30分間においては毎秒600立方メートル放流すること。

イ アに規定する時間が経過した時からダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートが全開となるまでの間は30分前に生じた流入量に相当する流量を放流すること。

ウ イに規定する時間が経過した時から流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）を経て貯水位が予備放流水位と等しくなるまでの間は、ダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートを全開としたときの放流量を放流すること。

エ イの場合において、ダムの全ての洪水吐ゲート及び調節ゲートが全開に至らないで最大時に達したときは流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量を放流すること。

オ エに規定する時間が経過した時以後は貯水位が予備放流水位と等しくなるまでの間は、流入量と放流量が等しくなった時のダムの全ての洪水吐ゲート開度及び調節ゲート開度を維持すること。

カ ウ及びオに規定する時間が経過した時以後は、洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量を放流すること。

キ カの場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後 30 分間は増加を始めたときの放流量を放流すること。

ク キに規定する時間が経過した時以後はア以下の順序でそれぞれ各号の規定による放流量を放流すること。

(2) 法第 49 条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置をとること。

(洪水処理時における措置)

第 24 条 主任は、洪水処理時においては第 22 条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水処理時に至った時において前条第 1 号の規定に基づき、放流していた流量を継続し、速やかに貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めること。

(2) 洪水処理時に至った時において、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

第 4 章 雑則

(緊急時の措置)

第 25 条 主任は、関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長から相模川水系ダム群の管理に関し別に締結する協定に基づく指示があったときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

附 則

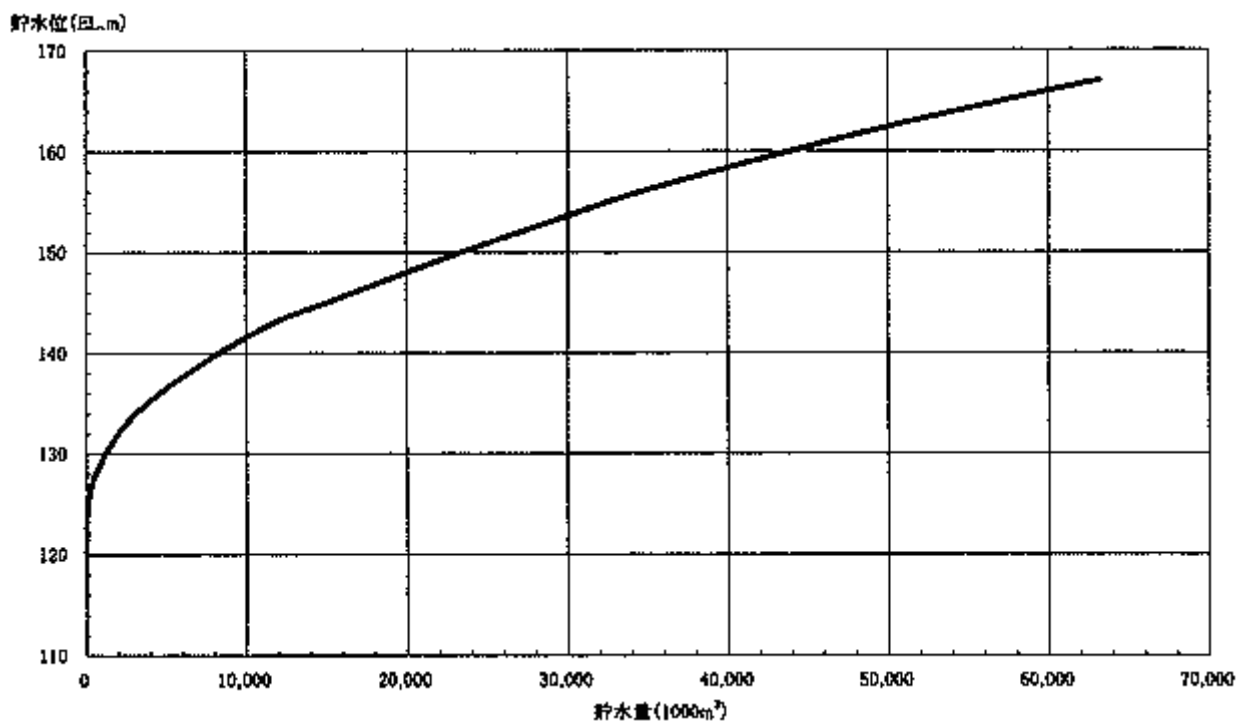
1 この規程は、公表の日から施行する。

2 神奈川県相模ダム操作規程（昭和 42 年企業管理規程第 19 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 11 日から施行する。

別図（第9条関係）



別表第1（第13条関係）

当該時刻直前の放流量	当該時刻以後 15 分間における放流量の増分
放流開始から 毎秒 80 立方メートル未満	毎秒 40 立方メートル
毎秒 80 立方メートル以上 毎秒 240 立方メートル未満	毎秒 80 立方メートル
毎秒 240 立方メートル以上 毎秒 600 立方メートル未満	毎秒 150 立方メートル

別表第2 (第15条、第20条、第21条関係)

通知の相手方		通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	
企業局長	企業局事業計画部利水課	電話
	相模川発電管理事務所電力課	
	発電総合制御所制御課	
神奈川県知事	厚木土木事務所津久井治水センター	
	城山ダム管理事務所	
神奈川県津久井警察署長	警備課	
山梨県知事	富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	
相模原市消防局長	指令課	
関東地方整備局相模川水系広域 ダム管理事務所長	広域水管理・品質確保課	

別表第3 (第15条、第20条、第21条関係)

通知の相手方		通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	
関東地方整備局長	京浜河川事務所管理課	電話

別表第4 (第16条関係)

サイレン及び拡声器の 名称	サイレン及び拡声機の位置	サイレン及び拡声機 の構造又は能力	摘要
第1号サイレン	神奈川県相模原市緑区若柳(相 模川右岸)	2.2 kW	ダム堤体
放流第1号拡声機	同 与瀬(相模川左岸)	15W	同
第2号サイレン	同 若柳(相模川右岸)	3.7 kW	弁天島
放流第2号拡声機	同	15W	同
発電第1号拡声機	同	同	相模発電所屋上
発電第2号拡声機	同	同	相模発電所放水口下 流
発電第3号拡声機	同	同	弁天島

別表第5（第18条関係）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び流入量	相模貯水池水位観測所	神奈川県相模原市緑区若柳（相模川右岸）	有線テレメータ・自記記録計付フロート式	常時
水位	大月水位観測所	山梨県大月市猿橋町栗原（相模川左岸）	無線テレメータ・自記記録計付フロート式	同
	新田水位観測所	同上野原市新田（桂川橋中央部）	有線テレメータ・自記記録計付超音波式	同
	鶴川橋水位観測所	同 鶴川（鶴川左岸）	同	同
降水量	石割雨量観測所	同 都留市鹿留	無線テレメータ・自記記録計付転倒マス型	同
	宝雨量観測所	同 大幡字桑代沢	同	同
	大月雨量観測所	同 大月市猿橋町猿橋字切添	同	同
	姥子雨量観測所	同 七保町字奈良子おくさん三正沢	同	同
	甲東雨量観測所	同 上野原市和見	同	同
	赤倉雨量観測所	同 秋山	同	同
	相模湖雨量観測所	神奈川県相模原市緑区与瀬	有線テレメータ・自記記録計付転倒マス型	同
	道志雨量観測所	同 牧野字長俣	同	同

別表第6（第18条関係）

観測又は測定をすべき事項	観測又は測定の回数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温及び降水量	毎日
水象	水位、流入量、使用水量、貯水池の表面付近の水温	毎日
	放流量	ダムから放流のつど
ダムの状況	変形及び湧水位（揚圧力）	少なくとも毎四半期1回
	漏水量	少なくとも毎月2回
	外観調査（劣化、摩耗、ひび割れ）	6箇月に1回
貯水池内及びその末端附近の推砂状況	少なくとも毎年度1回	

神奈川県道志ダム操作規程

目次

- 第1章 総則(第1条～第8条)
- 第2章 ダム及び調整池の管理の原則
 - 第1節 流水の貯留及び放流の方法(第9条～第12条)
 - 第2節 放流の際にとるべき措置等(第13条～第18条)
- 第3章 洪水における措置に関する特則(第19条～第21条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、道志ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法並びにダム及び道志調整池(以下「調整池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 企業庁相模川水系ダム管理事務所に、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者(以下「主任」という。)1人を置く。

2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ダム

ア 高さ 32.8メートル

イ 堤頂の標高 315.8メートル

ウ 越流頂の標高 301.0メートル

エ 洪水吐ゲート

(ア) 規模及び数 高さ13.4メートルで幅9.0メートルのもの3門

(イ) 開閉の速さ 1分間につき0.25メートル

オ 調整ゲート

(ア) 規模及び数 高さ4.0メートルで幅2.0メートルのもの2門

(イ) 開閉の速さ 1分間につき0.3メートル

カ 計画洪水流量 毎秒1,100立方メートル

(2) 調整池

- ア 直接集水地域の面積 112.5 平方キロメートル
- イ 湛水区域の面積 0.14 平方キロメートル
- ウ 最大背水距離 2.0 キロメートル
- エ 計画洪水位 標高 309.3 メートル (水位計による表示-4.70 メートル)
- オ 常時満水位 標高 314.0 メートル (水位計による表示±0.00 メートル)
- カ 最低水位 標高 309.0 メートル
- キ 有効貯水容量 616.100 立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒 15.00 立方メートル

(4) 宮ヶ瀬ダムとの連携運用 宮ヶ瀬ダムの管理者が行うダム上流青根地先から宮ヶ瀬ダムへの導水 (以下「道志導水」という。) について、宮ヶ瀬ダムと連携した運用を行う。

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量 (以下「流入量」という。) が毎秒 90 立方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から洪水時に至るまで又は洪水時に至ることなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として降雨に関する注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 調整池の水位 (以下「貯水位」という。) は、ダム水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量及び当該一定の時間における道志導水量の合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別表第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム及び調整池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

第10条 ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートからの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行なうことができる。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定により貯留の最高限度を維持するため必要があるとき。
- (3) 第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
- (4) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定により行なう場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別表第2に定めるところにより行なわなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート等の操作の方法)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」及び「第3号ゲート」という。

2 ダムの洪水吐ゲートから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開くものとし、第2号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、順次同様の操作を繰り返すものとし、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序によつて行なうものとする。

- (1) 第2号ゲート
- (2) 第1号ゲート
- (3) 第3号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、1メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第9条の規定により貯留の最高限度を維持するためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも30秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。

5 ゲートは、ダムの洪水吐からの放流又はその点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

6 調整ゲートの操作は、じんあいの処理又は流量の調整をするときに行なうものとする。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダム放流（ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも1時間前に別表第3に定めるところにより行なうものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から道志橋地点までの道志川の区間について行なうものとする。

2 河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条の規定による警告は、別表第4に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次の各号に定めるところにより行なうものとする。

(1) ダム地点に設置されたサイレンの警告にあつては、ダム放流開始約30分前及び放流時

(2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンの警告にあつては、ダム放流により当該地点における道志川水位の上昇が開始されると認められる時の約30分前及び放流時

(3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における道志川水位の上昇が開始されると認められるときの約15分前

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 主任は、ダムの洪水ゲート又は調整ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

(3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量、使用水量及び道志導水量

(4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量

(5) 発電及び道志導水の開始若しくは終了又は使用水量及び道志導水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量及び道志導水量

(6) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測、測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第5に定めるところにより行なうものとする。

2 主任は、法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第6に掲げる事項については、同表の定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整池に

ついて異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、別表第6に掲げる事項のうちダムに関するものの測定をしなければならない。

4 主任は、法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第17条 主任は、ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期に及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行ない、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 主任は、ダム又は調整池に関し異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに河川管理者に対しその旨を報告しなければならない。

第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）、法第45条の規定による観測施設、法第46条第2項の規定による通報施設、令第31条の規定による警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電灯並びに洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行なうこと。
- (3) 気象官署が行なう気象観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 河川管理者に対し法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒時における措置)

第20条 主任は、洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

(洪水時における措置)

第 21 条 主任は、洪水時においては、第 19 条第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、行なわなければならない。

ア 洪水が始まった時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダム洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

イ アの規定によりダム洪水吐ゲートを全開した時から流入量が最大となった時を経て、流入量が放流量と等しくなるまでの間、全開を継続すること。

ウ イの規定により流入量が放流量と等しくなった時から洪水時が経過するまでの間、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

エ アの規定において、ダムのすべての洪水吐ゲートが全開に至らないで流入量が最大に達した時は、洪水時が経過するまでの間、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(2) 法第 49 条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

附 則

1 この規程は、公表の日から施行する。

2 神奈川県道志えん堤操作規程（昭和 30 年神奈川県企業管理規程第 11 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日企業管理規程第 2 号）

この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 10 年神奈川県条例第 47 号）の施行の日〔平成 11 年 6 月 1 日〕から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日企業管理規程第 1 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

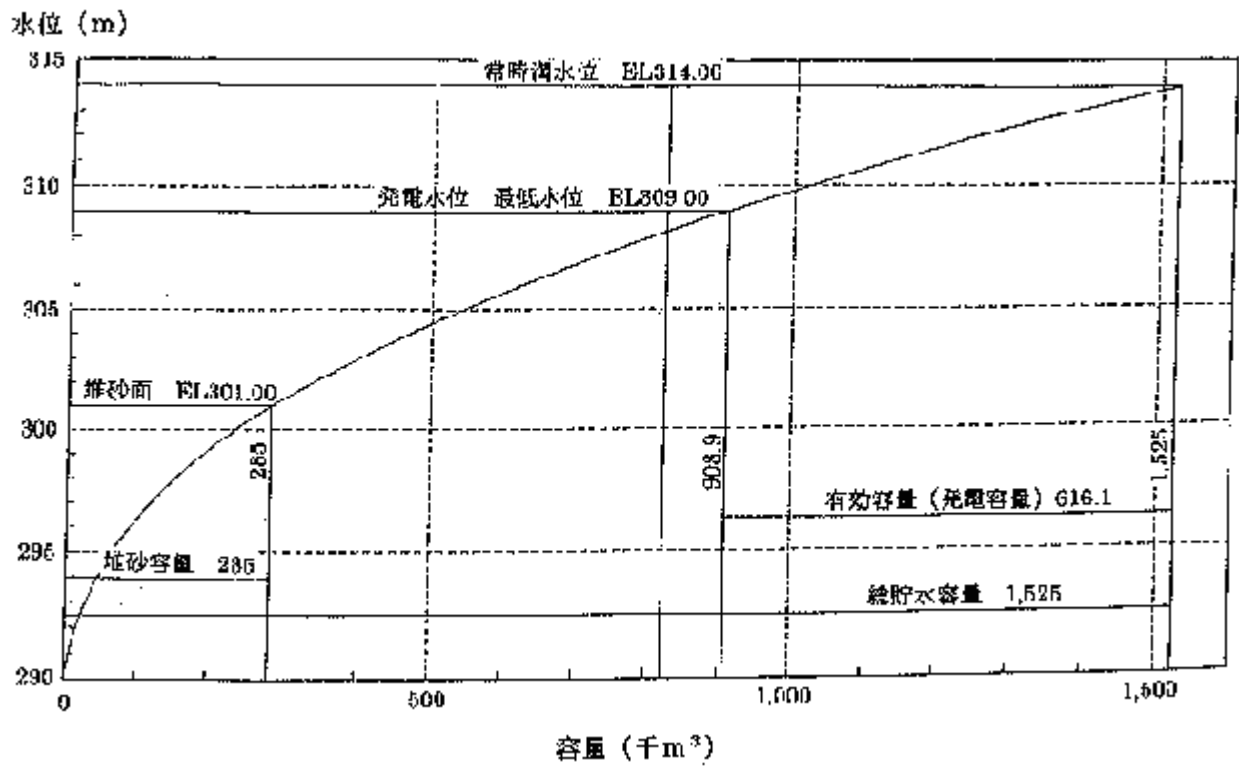
附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 11 日から施行する。

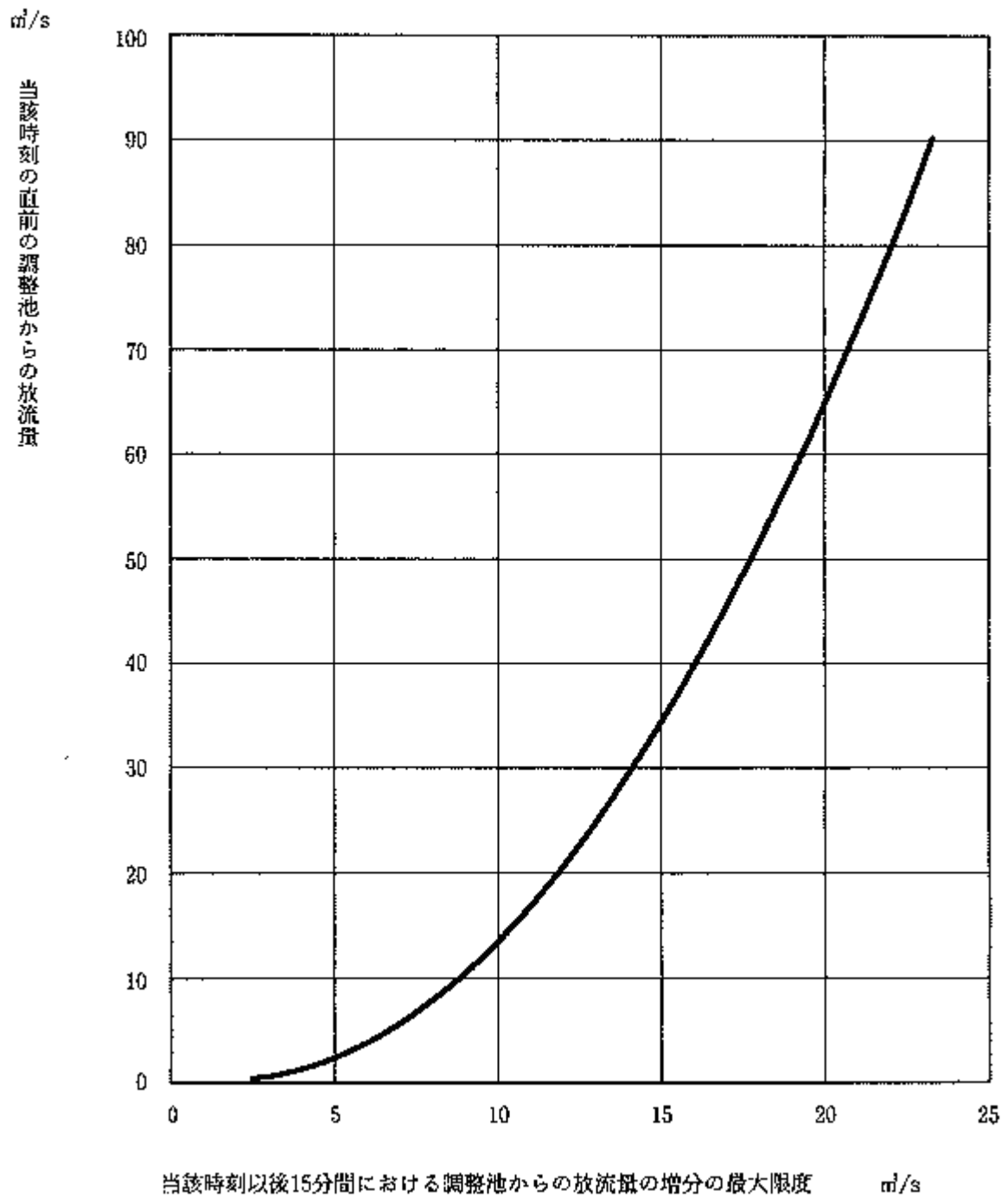
附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 8 条關係)



別表第2 (第11条関係)



別表第3（第13条関係）

通知の相手方		通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	
企業局長	企業局利水電気部利水課	電話
同	相模川発電管理事務所電力課	
同	発電総合制御所制御課	
神奈川県知事	厚木土木事務所津久井治水センター	
同	城山ダム管理事務所	
神奈川県津久井警察署長	警備課	
横浜市水道局長	青山水源事務所	
相模原市消防局長	指令課	
関東地方整備局京浜河川事務所 長	管理課	
関東地方整備局相模川水系広域 ダム管理事務所長	広域水管理・品質確保課	

別表第4（第14条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	適用
No 1	神奈川県相模原市緑区牧野字長又 (道志堰堤上)	3相 210V3.7kw	ダムより放流警報スピーカにて放送
No 2	同 青根	単相 100V0.9kw	ダム直下 400メートル
No 3	同 字 荒井道下 (道志川右岸)	3相 210V3.7kw	荒井バス停北 300メートル下る
No 4	同 糠又(道 志川右岸)	同	第2発電所対岸
No 5	同 青野原 字梶ヶ原 (道志川右岸)	同	伏馬田入口バス停北 400メートル
No 6	同 字大地 (道志川右岸)	同	長野バス停北 600メートル特別高圧線鉄塔下
No 7	同 字嵐 (道志川右岸)	同	青野原バス停北 500メートル津久井道志川の家上
No 8	同 字中前戸 (道志川右岸)	3相 210V2.2kw	前戸バス停北 400メートル
No 9	同 青山字鮑 子平 (道志川右岸)	3相 210V1.5kw	鮑子神社西 200メートル横浜市水道局水道取入口上
No10	同 字山 王久保 (道志川右岸)	単相 100V0.9kw	横浜市水道局青山水源事務所横
No11	同 青山(道志 川右岸)	同	弁天橋下流 100メートル
No12	同 三ヶ木(道 志川左岸)	同	弁天橋下流 800メートル

別表第5（第16条関係）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び流入量	道志ダム水位観測所	神奈川県相模原市緑区牧野	有線テレメータ・自記記録計付超音波式及びフロート式	常時
水位	両国橋水位観測所	同 青根	有線テレメータ・自記記録計付フロート式	同
	大室橋水位観測所	山梨県南都留郡道志村	有線テレメータ・自記記録計付超音波式	同
降水量	道志雨量観測所	神奈川県相模原市緑区牧野	無線テレメータ・自記記録計付転倒マス型	同
	石割雨量観測所	山梨県都留市鹿留	同	同
	青根雨量観測所	神奈川県相模原市緑区青根	同	同
	赤倉雨量観測所	山梨県上野原市秋山	同	同
	大室雨量観測所	同 南都留郡道志村	有線テレメータ・自記記録計付転倒マス型	同

別表第6（第16条関係）

観測及び測定すべき事項		観測又は測定の回数
気象	ダム地点における天気及び気温	毎日
水象	流入量、使用水量及び道志導水量	毎日
	調整池の表面付近の水温及び濁度	週1回
ダムの状況	変形、湧水位（揚圧力）	3月1回
	外観調査（劣化、摩耗、ひび割れ、漏水及びダム尻洗掘状況）	少なくとも年1回
調整池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも年1回

神奈川県玄倉ダム操作規程

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)
- 第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則
 - 第 1 節 流水の貯留及び放流の方法 (第 9 条～第 12 条)
 - 第 2 節 放流の際にとるべき措置等 (第 13 条～第 18 条)
- 第 3 章 洪水における措置に関する特則 (第 19 条～第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、玄倉ダム (以下「ダム」という。) の操作の方法並びにダム及び玄倉調整池 (以下「調整池」という。) の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 企業庁酒匂川水系ダム管理事務所に、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。) 第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 (以下「主任」という。) 1 人を置く。

2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ダム

ア 高さ 15.0 メートル

イ 堤頂の標高 594.0 メートル

ウ 越流頂の標高 585.0 メートル

エ 洪水吐ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 8.3 メートルで幅 12.0 メートルのもの 1 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3 メートル

オ 調整ゲート

(ア) 上部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.6 メートルで幅 2.15 メートルのもの 1 門

(イ) 下部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.55 メートルで幅 2.11 メートルのもの 1 門

カ 計画洪水流量 毎秒 260 立方メートル

(2) 調整池

ア 直接集水地域の面積 24.5 平方キロメートル

イ 湛水区域の面積 0.011 平方キロメートル

ウ 最大背水距離 0.27 キロメートル

エ 計画洪水位 標高 590.7 メートル (水位計による表示-2.3 メートル)

オ 常時満水位 標高 593.0 メートル (水位計による表示±0 メートル)

カ 最低水位 標高 587.0 メートル (水位計による表示-6.0 メートル)

キ 有効貯水容量 42,000 立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒 2 立方メートル

(洪水及び洪水時)

第 4 条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量 (以下「流入量」という。) が毎秒 50 立方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第 5 条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から洪水時に至るまで又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第 6 条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第 7 条 調整池の水位 (以下「貯水位」という。) は、玄倉調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第 8 条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別表第 1 により求め、これを差引計算して算定するものとする。

第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則

第 1 節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第 9 条 調整池における流水の貯留は、第 21 条第 1 号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

第 10 条 ダムの洪水吐ゲート、上部調整ゲート又は下部調整ゲートからの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行なうことができる。

- (1) 第 21 条第 1 号の規定により調整池から放流するとき。
- (2) ダム等の点検又は整備のため必要があるとき。
- (3) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第 11 条 調整池からの放流は、第 21 条第 1 号の規定により行なう場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別表第 2 に定めるところにより行なわなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び調整ゲートの操作の方法)

第 12 条 ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順次「上部調整ゲート」、「下部調整ゲート」及び「洪水吐ゲート」という。

2 ダムから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開き、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序によつて行なうものとする。

- (1) 上部調整ゲート
- (2) 下部調整ゲート
- (3) 洪水吐ゲート

3 前項の場合におけるゲートの 1 回の開閉の動きは、1 メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第 9 条の規定により貯留の最高限度を維持するためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも 30 秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。

5 ゲートは、ダムの洪水吐からの放流又はその点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第 2 節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第 13 条 法第 48 条の規定による通知は、ダム放流（ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも 30 分前に別表第 3 に定めるところにより行なうものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第 14 条 法第 48 条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から大仏地点（中川合流地点）までの玄倉川の区間について行なうものとする。

2 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号。以下「令」という。）第 31 条の規定による警

告は、別表第4に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に掲げるところにより行なうものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始以前約10分間
- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時以前約10分間
- (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 主任は、ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測、測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第5に定めるところにより行なうものとする。

- 2 主任は、法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第6に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第6に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 主任は、法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

(点検、整備等)

第17条 主任は、ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期に及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び

調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行ない、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第 18 条 主任は、ダム又は調整池に関し異常かつ重大な状態を発見したときは、直ちに河川管理者に対しその旨を報告しなければならない。

第 3 章 洪水における措置に関する特則

（予備警戒時における措置）

第 19 条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）、法第 45 条の規定による観測施設、法第 46 条第 2 項の規定による通報施設、令第 31 条の規定による警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電燈並びに洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行なうこと。
- (3) 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 河川管理者に対し法第 46 条第 1 項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒時における措置）

第 20 条 主任は、洪水警戒時においては、前条第 1 号から第 5 号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

（洪水時における措置）

第 21 条 主任は、洪水時においては、第 19 条第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、行なわなければならない。
 - ア 洪水が始まった時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - イ アの規定によりダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開した時から流入量が最大となつた時を経て貯水位が常時満水位に等しくなるまでの間、全開を継続すること。
 - ウ イの規定による措置により常時満水位に達した時から流入量が毎秒 2 立方メートル

ルになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

エ アからウまでの規定にかかわらず、洪水が始まる時における貯水位が常時満水位を下つているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が常時満水位に達した時以後においては、アからウまでの規定の例により調整池から放流すること。

- (2) 法第 49 条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日企業管理規程第 2 号）

この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 10 年神奈川県条例第 47 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 15 年 5 月 30 日企業管理規程第 14 号）

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日企業管理規程第 22 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日企業管理規程第 14 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

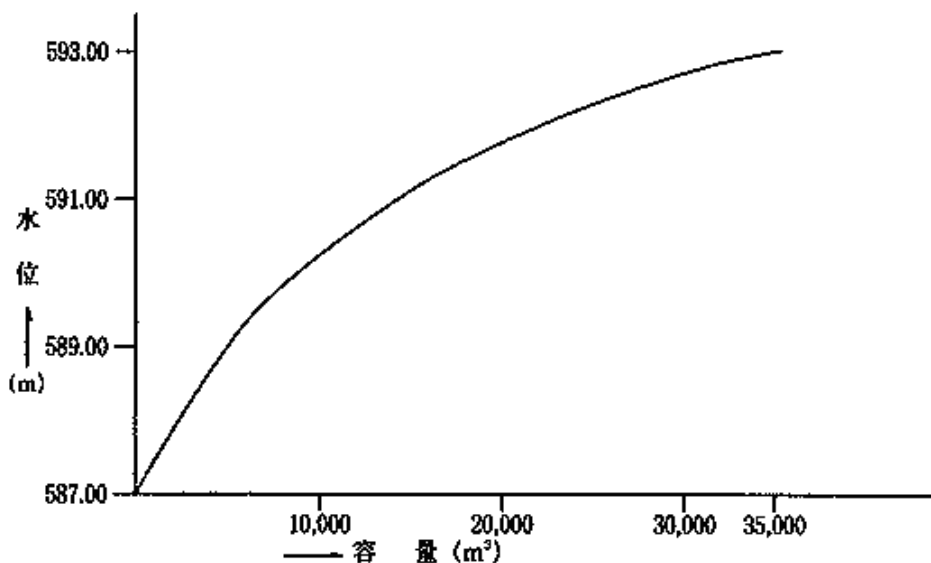
附 則（平成 21 年 3 月 31 日企業管理規程第 7 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

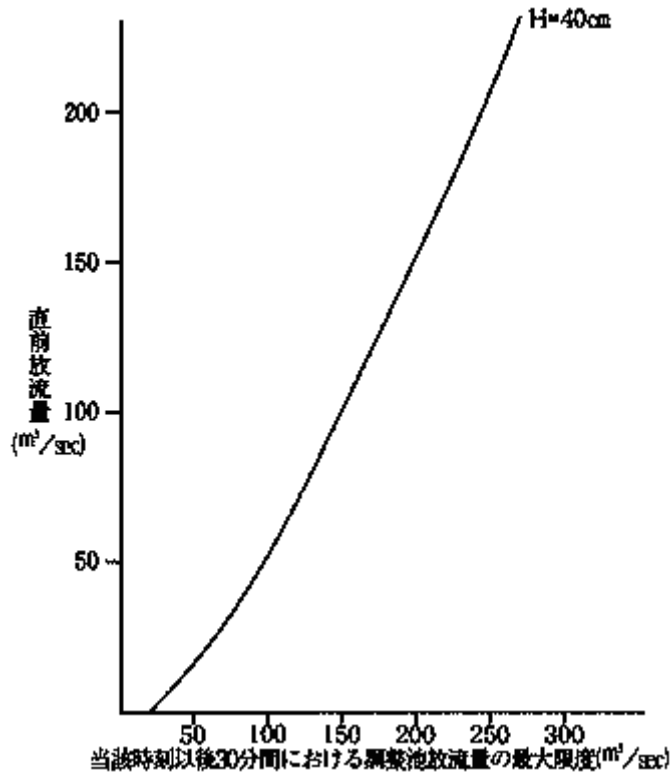
附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）



別表第2（第11条関係）



別表第3（第13条関係）

通知の相手方		通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	
企業局長	企業局利水電気部利水課	電 話
神奈川県知事	県西土木事務所河川砂防第一課	
同	三保ダム管理事務所	
同	県西地域県西総合センター総務部安全防災課、県西地域県政総合センター総務部足柄上県民・安全防災課	
神奈川県松田警察署長	警備課	
山北町長	総務防災課	
足柄消防組合長	指令課	

別表第4（第14条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置		サイレンの構造 又は能力
4-1号サイレン	神奈川県足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 597 の 14（玄倉川左岸）		3相 200V 2.2kw
4-2号サイレン	同		3相 200V 3.7kw
5-1号サイレン	同		3相 380V 5.5kw
5-2号サイレン	同 字立間 548 の 1（玄倉川左岸）		3相 370V 3.7kw
6-1号サイレン	同 字小畑 575 のハ（玄倉川左岸）		3相 200V 2.2kw
6-2号サイレン	同 字立間 575 の 4（玄倉川左岸）		3相 200V 5.5kw
7号サイレン	同 572（玄倉川左岸）		同

別表第5（第16条関係）

観測すべき 事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び 流入量	玄倉調整池水位 観測所	神奈川県足柄上郡山北町玄倉 字大ノ山 597 の 14	有線テレメータ・自記記録 計付電波式	毎日
降水量	玄倉雨量観測所	同	有線テレメータ・自記記録 計付転倒マス型	同

別表第6（第16条関係）

観測及び測定をすべき事項		観測又は測定の数
気象	ダム地点における天気、気圧及び気温	毎日
水象	使用水量	毎日
調整池内及びその末端付近のたい砂の状況		少なくとも毎年1回

神奈川県熊木ダム操作規程

目次

第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)

第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則

第 1 節 流水の貯留及び放流の方法 (第 9 条～第 12 条)

第 2 節 放流の際にとるべき措置等 (第 13 条～第 18 条)

第 3 章 洪水における措置に関する特則 (第 19 条～第 21 条)

附則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊木ダム (以下「ダム」という。) の操作の方法並びにダム及び熊木調整池 (以下「調整池」という。) の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 企業庁利水局酒匂川水系ダム管理事務所に、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。) 第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 (以下「主任」という。) 1 人を置く。

2 主任は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ダム

ア 高さ 15.0 メートル

イ 堤頂の標高 777.0 メートル

ウ 越流頂の標高 770.0 メートル

エ 洪水吐ゲート

(ア) 規模及び数 高さ 6.3 メートルで幅 10 メートルのもの 1 門

(イ) 開閉の速さ 1 分間につき 0.3 メートル

オ 調整ゲート

(ア) 上部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.07 メートルで幅 2.14 メートルのもの 1 門

(イ) 下部調整ゲートの規模及び数 高さ 2.55 メートルで幅 2.13 メートルのもの 1 門

カ 計画洪水流量 毎秒 130 立方メートル

(2) 調整池

- ア 直接集水地域の面積 17.8 平方キロメートル
- イ 湛水区域の面積 0.016 平方キロメートル
- ウ 最大背水距離 0.18 キロメートル
- エ 計画洪水位 標高 773.8 メートル (水位計による表示 2.2 メートル)
- オ 常時満水位 標高 776.0 メートル (水位計による表示±0 メートル)
- カ 最低水位 標高 772.0 メートル (水位計による表示-4.0 メートル)
- キ 有効貯水容量 38,000 立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒 2 立方メートル

(洪水及び洪水時)

第 4 条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量 (以下「流入量」という。) が毎秒 35 立方メートル以上である状態をいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第 5 条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から洪水時に至るまで又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第 6 条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第 7 条 調整池の水位 (以下「貯水位」という。) は、熊木調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第 8 条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別表第 1 により求め、これを差引計算して算定するものとする。

第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則

第 1 節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第 9 条 調整池における流水の貯留は、第 21 条第 1 号の規定により調整池に流水を貯留す

る場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダム放流をすることができる場合)

第 10 条 ダムの洪水吐ゲート、上部調整ゲート又は下部調整ゲートからの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行なうことができる。

- (1) 第 21 条第 1 号の規定により調整池から放流するとき。
- (2) ダム等の点検又は整備のため必要があるとき。
- (3) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第 11 条 調整池からの放流は、第 21 条第 1 号の規定により行なう場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別表第 2 に定めるところにより行なわなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加の範囲内において調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び調整ゲートの操作の方法)

第 12 条 ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを構成するゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、右岸に最も近いものから左岸に向つて順次「上部調整ゲート」、「下部調整ゲート」及び「洪水吐ゲート」という。

2 ダムから放流する場合においては、ゲートを次の順序によつて開き、閉じるときは、これを開いた順序と逆の順序により行なうものとする。

- (1) 上部調整ゲート
- (2) 下部調整ゲート
- (3) 洪水吐ゲート

3 前項の場合におけるゲートの 1 回の開閉の動きは、1 メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において第 9 条の規定により貯留の最高限度を維持するためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

4 一つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一つのゲートの動きがやんでから少なくとも 30 秒を経過した後でなければ、他のゲートを始動させてはならない。

5 ゲートは、ダムの洪水吐からの放流又はその点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第 2 節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第 13 条 法第 48 条の規定による通知は、ダム放流（ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがある場合を含む。以下次条において同じ。）の開始の少なくとも 30 分前に別表第 3 に定めるところにより行なうものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第 14 条 法第 48 条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から玄倉ダム地点までの玄倉川の区間について行なうものとする。

2 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号。以下「令」という。）第 31 条の規定による警告は、別表第 4 に掲げるサイレン及び拡声機により、それぞれ次の各号に掲げるところにより行なうものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始以前約 10 分間
- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時以前約 10 分間
- (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における玄倉川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前

（ダムの操作に関する記録の作成）

第 15 条 主任は、ダムの洪水吐ゲート又は調整ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第 48 条の規定による通知及び令第 31 条の規定による警告の実施状況

（観測、測定等）

第 16 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 5 に定めるところにより行なうものとする。

2 主任は、法第 45 条の規定により観測すべき事項のほか、別表第 6 に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 主任は、前項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するときその他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに別表第 6 に掲げる事項のうち、ダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 主任は、法第 45 条及び前 2 項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならない。

（点検、整備等）

第 17 条 主任は、ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を定期に及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象で、その

影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行ない、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第 18 条 主任は、ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに河川管理者に対しその旨を報告しなければならない。

第 3 章 洪水における措置に関する特則

（予備警戒時における措置）

第 19 条 主任は、予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第 45 条の規定による観測施設、法第 46 条第 2 項の規定による通報施設、令第 31 条の規定による警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電灯並びに洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行なうこと。
- (3) 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 河川管理者に対し法第 46 条第 1 項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒時における措置）

第 20 条 主任は、洪水警戒時においては、前条第 1 号から第 5 号までに規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

（洪水時における措置）

第 21 条 主任は、洪水時においては、第 19 条第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 号に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において行なわなければならない。
 - ア 洪水が始まった時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - イ アの規定によりダムの洪水吐ゲート及び調整ゲートを全開した時から、流入量が最大となつた時を経て貯水位が常時満水位に達するまでの間、全開を継続すること。

ウ イの規定による措置により常時満水位に達した時から流入量が毎秒2立方メートルになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

エ アからウまでの規定にかかわらず、洪水が始まる時における貯水位が常時満水位を下つているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が常時満水位に達した時以後においては、アからウまでの規定の例により調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置をとること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日企業管理規程第2号）

この規程は、神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第47号）の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日企業管理規程第21号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日企業管理規程第14号抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

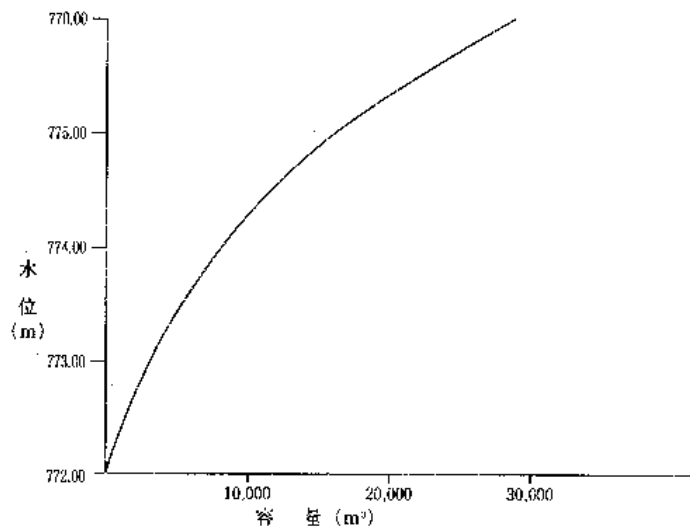
附 則（平成21年3月31日企業管理規程第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

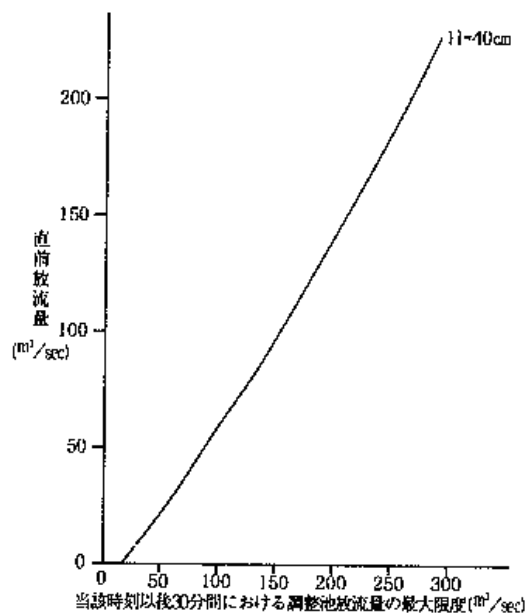
附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）



別表第2（第11条関係）



別表第3（第13条関係）

通知の相手方		通知又は連絡の方法
名称	担当機関の名称	
企業局長	企業局事業計画部利水課	電話
神奈川県知事	県西土木事務所河川砂防第一課	
同	三保ダム管理事務所	
同	県西地域県西総合センター総務部安全防災課、県西地域県政総合センター総務部足柄上県民・安全防災課	
神奈川県松田警察署長	警備課	
山北町長	総務防災課	
足柄消防組合長	指令課	

別表第4（第14条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造 又は能力
1号サイレン	神奈川県足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 597 の 17（玄倉川左岸）	3相 200V 2.2kw
2号サイレン	同 597 の 16（玄倉川左岸）	同
3-1号サイレン	同	3相 200V 3.7kw
3-2号サイレン	同	3相 200V 2.2kw
3-3号サイレン	同	同

別表第5（第16条関係）

観測すべき 事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び 流入量	熊木調整池水位 観測所	神奈川県足柄上郡山北町 玄倉字大ノ山 597 の 17	有線テレメータ・自記記録 計付超音波式	毎日
降水量	熊木雨量観測所	同	有線テレメータ・自記記録 計付転倒マス型	同

別表第6（第16条関係）

観測及び測定をすべき事項		観測又は測定の回数
気象	ダム地点における天気、気圧及び気温	毎日
水象	使用水量	毎日
調整池内及びその末端付近のたい砂の状況		少なくとも毎年1回